

船舶事故調査報告書

平成25年7月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成25年2月10日 15時30分ごろ
発生場所	三重県尾鷲市尾鷲港 尾鷲港第2防波堤灯台から真方位264°250m付近 (概位 北緯34°04.3′ 東経136°12.2′)
事故調査の経過	平成25年2月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	砂利採取運搬船 第三十八さだ丸、492トン 134458、盛徳海運建設株式会社 64.71m (Lr) × 13.50m × 7.07m、鋼 ディーゼル機関、1,471kW、平成9年2月24日
乗組員等に関する情報	船長 男性 42歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成3年7月10日 免状交付年月日 平成23年9月2日 免状有効期間満了日 平成28年9月12日 甲板員A 男性 38歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか4人が乗り組み、尾鷲港に着岸後、船長が作業指揮を執り、手が空いた乗組員がほこりを押さえるための貨物倉への散水作業を行い、船体中央にある貨物倉前方の甲板上に設置された荷役用バケット式クレーンを使用し、乗組員によって碎石の積み込み作業を行っていた。 甲板員Aは、日頃から行っている買出し及び食事の支度などを済ませたのち、甲板上で散水用ホース（長さ約10m、外径約50mm）を使用して左舷側から貨物倉への散水作業を開始した。 船長は、時折、散水作業を行っていた甲板員Aと会話を行い、その後、積み込んだ碎石のならし作業を行う位置をクレーン士に指示するため、左舷船首甲板上で甲板員Aの背後を通過して船尾方に移動し、船首方に振り返ったところ、平成25年2月10日15時30分ごろ

	<p>約4～5m下の貨物倉に積まれた碎石上に倒れている甲板員Aを発見した。</p> <p>甲板員Aは、救急車で病院に搬送され、入院加療を要する右大腿骨転子部骨折、右とう骨遠位端骨折及び左脛骨骨幹部骨折と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>貨物倉は、長さ22.13m、幅9.98m、深さ6.30mであった。</p> <p>甲板員Aは、貨物倉と舷側間の約1.45m幅の上甲板で散水作業を行っており、内側が貨物倉で外側が舷外となる墜落の虞のある場所であったが、命綱又は安全ベルトを使用していなかった。また、甲板員Aは、ヘルメット、上下の作業着、作業用救命衣及び軍手を着用し、長靴を履いていた。</p> <p>甲板員Aは、過去に上甲板で散水作業を行うに当たって不安を感じたことはなく、貨物倉に落下することを考えたことがなかった。</p> <p>甲板員Aは、平成21年7月23日から本船に乗り組んでおり、船員としての経験は通算で約5年であった。</p> <p>甲板員Aの健康状態は、良好であった。</p> <p>甲板員Aは、平成25年3月8日現在、事故の前後の記憶がない。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は、尾鷲港で着岸して碎石の積荷役中、甲板員Aが、上甲板で貨物倉へ散水していたところ、貨物倉の碎石上に落下したことから、負傷したものと考えられるが、目撃者がおらず、また、甲板員Aに事故の記憶がないことから、落下した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が尾鷲港で着岸して碎石の積荷役中、甲板員Aが上甲板で貨物倉へ散水していたところ、貨物倉の碎石上に落下したため、発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墜落の虞のある場所で作業を行う際は、命綱又は安全ベルトを使用すること。